

小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置の 継続を求める意見書

総務省が行なっている個人企業経済調査によると、昨年から今年にかけて、業績が好転した個人企業は僅か約４％、これに対し、実に約７割の個人企業が業績が悪化したと回答しています。この調査は、経営基盤の脆弱な小規模事業者の現在の深刻な経営環境の実態を如実に表しています。

また、昨今の報道にある大企業を対象とした調査（日銀短観）でも、「足元の景況感は小幅改善だが、先行きには慎重」と、日本経済はまだまだ踊り場から脱却できない足踏み状態であることが報告されています。

このような状況の中で、東京都が平成１４年度から４年間にわたり実施した、２３区内における「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額の２割減免」措置は、厳しい環境下に置かれた中小零細企業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力添えとなってまいりました。

また、この減免措置は、小規模住宅用地と非住宅用地における税負担の不均衡是正の見地からも必要な措置であると考えています。

もし、仮に東京都がこの減免措置を今年度で打ち切り、平成１８年度以降廃止したら、都民、とりわけ中小零細企業者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、ひいては、地域社会の活性化にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧されます。

つきましては、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を、今年度同様、平成１８年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成１７年１０月 日

新宿区議会議長名

東京都知事 へ